

まちの広報紙



Public Information of TAGATOWN

胡宮神社の桜■昨年11月の「広報たが」で、胡宮神社の紅葉を紹介しましたが、胡宮神社には桜の木もたくさんあります  
▶暖かな春の日の中、桜の花びらが舞い散る参道を歩いてまいられてはいかがでしょうか。

2006-No.704

4



## 住民票などの 時間外交付を実施します

▶関連記事…8ページ

## 今月から図書館・博物館・文化財センターは 火曜日も開館します！

▶関連記事…18ページ



たがのホームページ <http://www.tagatown.jp/>  
携帯端末対応ページ <http://www.tagatown.jp/k/>

◀このQRコードを読みとってもアクセスできます。

# 4月から介護保険がかわります！

## 県下で4番目に高い高齢化率…

多賀町は人口8,401人に対し高齢者は2,210人、高齢化率は26.31%（平成17年12月末現在）と県下で4番目に高齢化率の高い町となっています。

このような状況の中で高齢者が介護や支援を必要とせず、いつまでも元気でいきいきとした生活を送ることができるようまちづくりが必要になっていきます。

本町の介護保険の運営状況をみると、制度がスタートした平成12年と平成17年を比較すると、要介護認定者数および制度から給付される費用、いずれも2倍以上に増加しています。（図1・図2）また、要介護認定者一人当たりの給付費用（月額）は、約11万円から約13万円近くにまで大きく増加する見込みです。

今後、高齢化は一層進展し、要介護認定者数はますます増加していくことが見込まれます。これに伴い、介護保険サービスの利用がさらに増加し、介護にかかる費用も増大し続けることが予測されます。

## 介護予防が重要に…

そこで今回、国では介護保険制度を持続的に運営できるものとするために、保険給付の効率化・重点化や予防重視型システムへの転換をはじめとして、制度の大きな改正が行われました。

本町においても、このような状況のもと、今までの実績と地域の高齢者の状況、今後の介護サービスの利用量の見込みなどにもとづき、平成18年4月から3年間の介護保険の給付や保険料の見直しを行います。

従来は、主に介護サービスを利用した方に給付される介護給付費用をもとに保険料の算定がされてきましたが、今回からは、現在介護を必要としない方が、今後介護が必要にならないようにする介護予防事業（後述）などの事業費等についても保険料の算定に組み込まれることになりました。

これらの費用額をもとにして、今後3年間（平成18年4月～平成21年3月）の多賀町の介護保険制度を支えていくための保険料が決まりました。

## 介護を「予防」するサービスが始まります

4月から（図3）のように、要介護認定区分が変わります。

要支援1・2と認定された軽度の方に対しては、今の状態を改善し、より元気になるように、「まだ、〜ができるようにしたい」という一人ひとりのめざす目標に添った介護予防ケアプランが作成され、それにもとづいて介護予防サービスが提供されるようになります。

## 高齢者の自立支援を応援します

要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業を新たに設け、地域において介護保険とあわせて高齢者を総合的に支援していきます。

### 介護予防事業

現在、介護や支援が必要ない高齢者の方々にも、今後介護が必要とならないように、いつまでも元気で自立した生活が送れるよう、介護予防についての事業を積極的に進めます。

虚弱な高齢者に対しては、足腰が弱らないよう専門的なプログラムでのトレーニングや栄養改善など、効果が必ず期待できるような

メニューを取り入れた教室などを開催します。

また、元気な高齢者に対しても、介護予防のための健康づくりなどを行っています。

### 包括的支援事業

介護予防サービスが利用者一人ひとりの目標にむけて、適切に提供されるための計画を作成します。

- ・高齢者の相談に総合的に対応し、生活支援サービスとの調整などの支援を行います。
- ・ケアマネジャーへの技術的向上の支援や、地域での連携などを含めた相談援助を行います。
- ・虐待に関する相談や、成年後見制度の利用のための情報提供など、高齢者の虐待防止等の権利擁護事業を行います。

## 「地域包括支援センター」を設置します

高齢者が抱えるさまざまな問題をどこに相談したらよいのか、また、介護保険のサービスと医療や福祉でのサービスをどのように有効に選択して使っていけばよいのかなど、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、ふれあいの郷内に「地域包括支援センター」を新たに設置します。

## 4月から 介護保険料が変わります

基準額(第4段階) 月額**3,760円** (年額45,120円)

一人ひとりの保険料は、低所得の人に配慮し所得などに応じて、6段階に設定されています。（平成18年度～平成20年度の3年間）

段階	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.50	1,880円	22,560円
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.50	1,880円	22,560円
第3段階	世帯非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	2,820円	33,840円
第4段階	世帯課税で本人非課税の人	基準額×1.00	3,760円	45,120円
第5段階	本人課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	4,700円	56,400円
第6段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.50	5,640円	67,680円

※保険料段階区分は、今まで5段階でしたが制度改正により4月から6段階になりました。

## 介護予防で元気なまちづくりを！

超高齢化となった多賀町では、今後、町民の皆さんとともに、健康寿命をできる限り伸ばし、真に喜ぶに値する長寿社会を創成することをめざします。

そのために、「介護が必要になる状態をできる限り防ぎ（遅らせ）、介護が必要な状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐ」といわれる「介護予防」の取り組みを、地域の皆さんと一体となって推進していきますので、皆さんのご理解・協力をよろしくお願いいたします。

図1. 要介護認定者数の推移

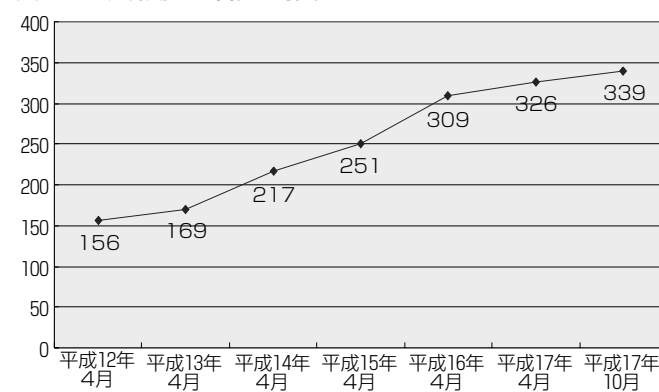


図2. 介護給付費の推移

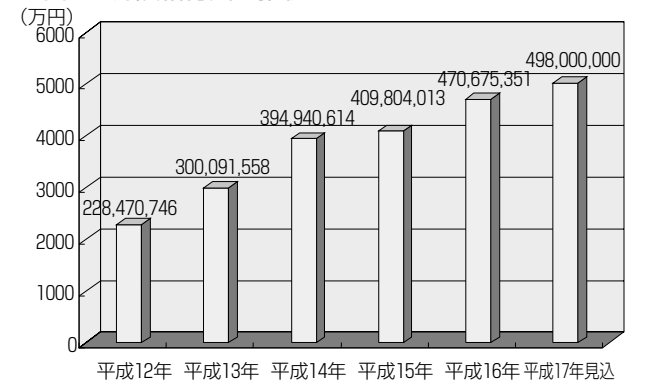
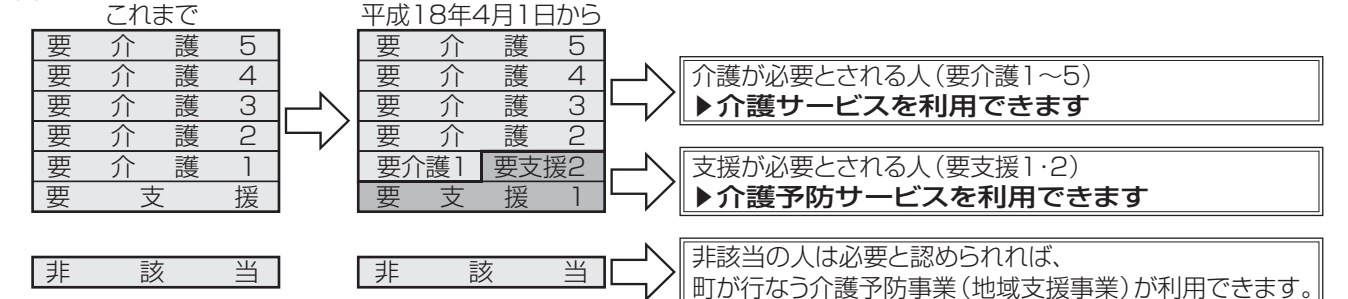


図3



※4月の改正前に認定や更新を受けた人は、4月以降も有効期間内は改正前の区分でサービスを利用できます。

『あなたの声』をお聞かせください!

# 町長への手紙

このページの裏面に、町政に対する町民の皆さまのご意見、アイデアや提案などをご記入ください。キリトリ線に沿って切り離し、封筒を作ってポストに投かんしてください。

町民の皆さんの声を、できるだけ町政に反映しようと、『町長への手紙』を実施いたします。

よりよいまちづくりを進めていくために、日ごろからあなたが考えること、感じていることなどを、町長までご送付ください。

下の用紙にあなたのご意見やご提案をご記入いただき、ご投かんください。切手は不要です。(必ず住所、氏名、年齢、性別、電話番号をご記入ください。氏名等の個人情報公開することはありません。)

皆さんからいただいた貴重なご提案、ご意見は、「広

報たが」を通じて回答とともに掲載していきたいと考えています。差し出し有効期限は平成19年4月30日までです。

また、有線ファックスや、Eメールでの投稿も大歓迎です。  
多賀町長へのEメール [chou@tagatown.jp](mailto:chou@tagatown.jp)

詳しいお問い合わせは

役場 企画課 広報・広聴係

有線 2-2018

電話 48-8122

お問い合わせEメール [kikaku@tagatown.jp](mailto:kikaku@tagatown.jp)

## 多賀町次世代育成支援事業について

この事業は、子育て家庭における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てていく環境整備を図ること

を目的としています。各申請書は、福祉保健課にあり

### 1. 出産奨励祝金制度

内容	第3子以上の子を養育されている方に、祝金を支給する。
受給対象	3人目以上の子を出産し、養育している方で次の条件にすべて該当する方 (1)支給の対象となる子を出産し、出産日後6カ月以上養育していること。 (2)支給の対象となる子の出産日前、1年以上町内に居住していること。 (3)現に2子以上を養育していること。
祝金	第3子50,000円、第4子100,000円を出産後6カ月が経過したあと支給します。
申請方法	出生届と同時に福祉保健課で申請してください。

### 2. 育児用品購入助成制度

内容	満1歳に達するまでの子を養育されている方に育児用品購入にかかる費用の一部を助成する。
受給資格	町内に住所を有し、出生の翌月から満1歳に達するまでの子を養育されている方。
助成の対象	購入助成の対象品は、紙おむつおよび粉ミルクとします。
助成金	1カ月2,000円を限度とし、毎年4月と10月に前月までの助成金を支給します。
申請方法	出生届と同時に福祉保健課にて申請してください。助成金の請求については、購入用品の領収書を添付して、4月・10月(いずれも10日まで)に福祉保健課まで提出してください。

※現在認定中の方は、平成18年3月分までの請求分を福祉保健課まで申請されますようお願いいたします。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当とは…

父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、または母に代わってその児童を養育している方、あるいは父が身体などに重度の障害がある児童の母に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

特別児童扶養手当とは…

児童の健全な成長を願って、身体や精神に中級程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

請求の手続きやこの制度について、詳しくは役場福祉保健課までお問い合わせください。

お問い合わせ

福祉保健課  
電話 48-88-115  
メール [fukushu@tagatown.jp](mailto:fukushu@tagatown.jp)

## 北川収入役 退職

北川清治収入役が平成18年3月31日をもって、収入役を退職されました。北川収入役は、町職員として勤務のあと、平成8年4月から収入役として10年間にわたり、町行政の発展に尽くしてこられました。長い間お疲れさまでした。

たくさんのご応募ありがとうございました!

## 新名称「たきのみや保育園」に決定!

現在、富之尾に建設中の保育園の名称募集には、約40通の応募をいただきました。その中で一番多く寄せられた「たきのみや保育園」に決定しました。

四季折々の豊かな自然に囲まれた「たきのみや保育園」が、地域に親しまれる保育園となることを願っています。

新設される園舎には、今夏に移転する予定です。



( の り し ろ )

---

料金受取人払

多賀局承認

8

差出有効期限  
平成19年4月  
30日まで  
(切手不要)

5 2 2 - 0 3 9 0

(受取人) 犬上郡多賀町多賀三二四番地

多賀町長行

多賀町役場内

---

住所	
氏名	ふりがな

( の り し ろ )

人事異動のお知らせ

多賀町役場職員的人事異動が平成18年4月1日付けで発令されましたので、お知らせします。※（ ）内は前任

Table of personnel movements including sections like 町長部局, 課長級, 係長級, 課長補佐級, 一般職, 教諭, 調理師, 新規採用, 保育士, and 退職. Lists names and positions such as 山本 豪一 (課長), 菅森 金治郎 (係長), etc.

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れていませんか？

平成18年3月1日現在、多賀町の犬の登録頭数は516頭です。飼い主には狂犬病予防法により、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受ける義務があります。また、愛犬の死亡や飼い主の変更等があった場合は、変更届が必要です。この機会にぜひ登録や変更届をしましょう。

犬の登録原簿

人間という住民基本台帳のことです。犬の名前・生年月日・性別・狂犬病予防注射年月(注射済票番号)等が記載されています。一生

平成18年度の国民年金保険料は月額13,800円です！

国民年金保険料が見直され、平成18年4月分から平成19年3月分までの保険料は、月額13,800円になります。毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度(当月未振替)にされると、保険料が月々50円の割引になります。ぜひご利用ください。

町長への手紙

Form for writing a letter to the town mayor, including fields for name, age, gender, and phone number.

法もあります。必ず1年に1回、予防注射を受けましょう。

狂犬病とは

狂犬病ウィルスを保有する犬や猫、こつもり等の野生動物にかま

お問い合わせ

役場環境生活課 (例)2-203-1 電話488-114

Table showing registration fees and vaccination schedules. Includes sections for '登録手数料と注射料金' and '平成18年度 狂犬病予防注射日程'.

平成18年度の年金額は0.3%減額になります！

現在、年金額については総務省が発表する「全国消費者物価指数」に基づき改定することとされています。1月27日に総務省が発表した「平成17年平均の全国消費者物価指数」が前年より0.3%下落したことから、平成18年度の年金額は0.3%の引き下げとなります。

お問い合わせ 滋賀社会保険事務局 彦根事務所 国民年金業務課 電話23-1114

**住民票などの  
時間外交付を実施します**

4月から、毎月の第2金曜日と第4金曜日（休日のときは、その前日）に、税務課および環境生活課で証明書の時間外交付等を実施します。時間は業務終了（17時15分）から19時までです。

**◎税務課の業務**

1. 各種証明書の交付
2. 納税相談および収納事務

**◎環境生活課の業務**

証明書等の交付事務

**○交付できるもの**

- 1 住民票の写しの交付
- 2 登録原票記載事項証明書の交付
- 3 戸籍抄本・謄本の交付
- 4 印鑑証明書の交付
- 5 印鑑登録（当日住民登録のある方のみ）

**4月の時間外交付実施日**

4月14日（金）・28日（金）

※今後毎月の予定は「広報たが」でお知らせします。

**お問い合わせ**

環境生活課  
（有）2203031 電話4881114  
税務課  
（有）2204041 電話4881113

**適切な受診のために  
「医療費のお知らせ」を  
お届けします**

多賀町では、国民健康保険加入者や老人保健法の適用を受けている人に「医療費のお知らせ」（はがき）をお届けしています。この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を世帯ごとにお知らせしているものです。皆さんに負担していただいている国保税などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診に心がけていただくよう、今年度も国保加入世帯に年12回、老人保健法適用の人には年4回お届けする予定です。

**お問い合わせ**

役場環境生活課  
（有）2203031 電話4881114



**福祉医療費助成制度が  
一部変わりました！**

障害者自立支援法の施行に伴い、一部の施設に入所している方に係る医療費の給付が廃止され、本人に医療保険の自己負担が発生するため、これらの方を福祉医療費助成制度の対象となるよう改正しました。

次の施設の入所者のうち下記の条件に該当する方が新たに対象となります。ただし、所得制限等により

対象施設	・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設
対象者 (重度心身障害者)	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～2級の方 ②身体障害者手帳3級かつ知的障害中度の方 ③知的障害が重度（療育手帳A）の方
助成の範囲	病気や負傷の治療等を受けた場合の国民健康保険、健康保険等による保険給付に伴う患者負担分が一部助成されます。

**軽自動車税の減免申請について**

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、一定級以上の人が使用する自動車、身体障害者などの人が利用するために構造を変更した自動車については、申請により軽自動車税が減免されます。（普通車も含め、一人一台に限る。）

減免の対象範囲については、県の自動車税に準じて行っていますので、対象となる障害の程度は等級表に基づき、判定させていただきます。

**申請手続きについて**

申請書は、役場税務課においてあります。身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、印鑑を持参のうえ、申請してください。また、家族の方が運転される場合は、生計同一証明書（役場福祉保健課で発行）、自動車をもつばら身体障害者等が週1回以上、または月4回以上使用することを証明する書類（通院、通学、通勤、通所で発行）が必要です。常時介護の方が運転される場合は、常時介護証明書が必要です。証明書等の発行機関は次のとおりです。

対象者	発行機関
身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上で町在住の方	多賀町役場福祉保健課
戦傷病者手帳をお持ちの方	滋賀県健康福祉対策課
身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上で町在住の方	多賀町役場福祉保健課
療育手帳をお持ちで町在住の方	滋賀県健康福祉センター
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	彦根保健所

※生計同一証明書または常時介護証明書の発行に際しては、滋賀県健康福祉センター、多賀町役場福祉保健課、地区担当民生委員の証明が必要な場合がありますので、事前に福祉保健課までお問い合わせください。  
※普通自動車については県税になりますので、滋賀県湖東地域振興局で手続きしてください。

**こんなときは届け出を**

国保（国民健康保険）に加入されるときや抜けられるときには、次の表の必要なものをご持参のうえ、必ず14日以内に届け出をしてください。

種 類	必要なもの
他市町から転入してきたとき	転出証明書
外国人登録をしたとき（短期滞在者は除く）	外国人登録証明書
他の健康保険の被保険者でなくなったとき・扶養家族からはずれたとき	退職証明等健康保険から抜けた日を証明するもの
子どもが生まれたとき	被保険者証・母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知
他市町へ転出するとき	被保険者証・母子健康手帳
外国人で他市町へ転出するとき	被保険者証・外国人登録証明書
他の健康保険の被保険者になったとき・扶養家族になったとき	国保と他の健康保険の被保険者証
死亡したとき	被保険者証・死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証・保護開始決定通知書
住所・氏名・世帯主などが変わったとき	被保険者証
修学のため、子どもが他市町へ転出したとき	被保険者証・在学証明書等
長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	被保険者証被
保険者証を失くしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証）
退職者医療制度の対象となったとき	被保険者証・年金証書
退職者医療制度の対象でなくなったとき	被保険者証

へお願います。申請書が提出された月の初日から適用されますので4月末までに申請してください。福祉医療費助成制度についてご不明な点は、役場環境生活課までお問い合わせください。

**町税の納期について**

平成18年度の町税等の納期をお知らせします。各税目の納期は左記のとおりです。

**町県民税**

1期：4月 2期：8月  
3期：10月 4期：1月

**固定資産税**

1期：5月 2期：7月  
3期：12月 4期：2月

**軽自動車税**

5月

**国民健康保険税**

1期（特例）：4月  
2期（特例）：6月  
3期：7月 4期：8月  
5期：9月 6期：10月  
7期：11月 8期：12月  
9期：1月 10期：2月

★各税の納期限は各納期月の末日です。ただし、月末が土曜・日曜・祭日の場合は、翌月始めとなります。

◎口座振替の手続きをされている場合は、各税目の各納期限に指定の口座から振り替えさせていただきます。

**お問い合わせ**

税務課  
（有）2204041 電話4881113  
メール zel@tagatown.jp

# 多賀町スポーツ少年団活動記録

## 空手を習って

日本正剛館空手道湖東多賀  
スポーツ少年団 辰野文哉



僕は、1年生から空手を始めました。初めは友だちがやっていたから習い始めました。今は、みんなより強くなりたいと思っています。目標は黒帯になることです。

もうすぐ形の試験があるのでがんばりたいです。

## バレーボールに入ってから

多賀Kidsバレーボール  
スポーツ少年団 久保田真央



わたしは、3年生の秋にバレーボールスポーツ少年団に入りました。3年生の時、6年生の人や5年生の人の練習を見てすごいなと思いました。練習もたくさんあって、足が痛い時もあったけど、がんばってきて良かったなと思いました。また、岐阜県・三重県などの県外へも試合に行くことができました。もうすぐ卒団するけど、バレーに入って本当に良かったと思います。これからもバレーを続けたいと思います。

## 剣道部に入って

多賀少年剣道部 岡嶋兼慶



僕ははじめ剣道に入ってからどんなことをするのか、どんな試合をするのか全然わかりませんでした。入ってすぐは、なかなかみんなみたいに上手に竹刀が振れなかったし、すり足も難しかったので、難しいスポーツだなーと思っていました。でも、だんだんすり足や素振りができるようにな

り、試合にも出してもらい、今では強くなりたと思うようになりました。剣道は礼儀正しくするスポーツなのでいろいろ勉強になるし、とても楽しいスポーツです。

## 柔道を通して学んだこと

大滝柔道スポーツ少年団 小林翔子



私は、母親のすすめがきっかけで、何もわからないまま1年生の冬から柔道を習い始めました。週2日の練習、夏の暑中稽古(げいこ)、冬の寒稽古での厳しい練習にも耐え、数多くの試合にも参加した中で、昨年は県の体重別柔道大会で個人優勝ができて最高の思い出をつくることができました。学校では学べないことや、友だちもたくさんできて、ともにがんばってきてよかったと思っています。柔道を通して、心と身体を鍛えられたことは先生方のおかげだと感謝しています。中学校へ行っても大滝柔道で学んだことを忘れずがんばっていききたいと思います。

## ミニバス・4年間を振り返って

TAGAミニバスケットボール  
スポーツ少年団 福本早希



私は3年生の春からミニバスケットを始めました。始めたころはドリブルやシュートがうまくできませんでしたが、だんだん上手になってきました。少しずつでもできるようになってくることで、自分にも自信がついてきたと思います。練習が辛かったり、試合では負けて悔しい思いをたくさんしましたが、ミニバスケットを通じてみんなで力を合わせるチームワークの大切さを学びました。また、合同練習などで、他の人とも友だちに

なれたことがとてもよかったです。これからも、ミニバスケットでの経験を生かして、いろんなことをがんばっていきたいと思います。

## がんばった少年野球

多賀少年野球クラブ 小財佑樹



ぼくは、1年生のときに少年野球に入りました。ぼくは、兄がいたので、1年生のときから大きくなったら兄をぬくぐらい、うまくなってやると思って練習に励みました。監督はいつも「野球だけでなく、あいさつもしっかりできる人間になれ。」と言っておられました。1年生から練習を続けたおかげで、6年生の夏、全国大会では3位という成績を残せました。中学、高校と進む道はちがうと思うけれど、少年野球で学んだことを生かし、これからもがんばりたいです。

## 楽しかったミニバスケット

大滝ミニバスケット  
スポーツ少年団 辻 純香



私は、友だちに誘われてミニバスケットに入りました。習い始めたときは、ボールがこわくて練習に来るのがイヤでした。でも、ボールになればバスケットというスポーツが楽しくなりました。また、試合に勝った時はとてもうれしかったです。逆に負けた時はくやしかったです。中学校に行っても、コーチとかに教えられたことを生かしてがんばりたいです。

**お問い合わせ**  
多賀町B&G海洋センター  
(有)2-1625 電話48-1625  
メール bg@tagatown.jp

## 障害者手帳の申請手続き

障害福祉施策を受けていただく場合、障害者手帳が必要となる場合があります。

詳しくは、受診されている医師や福祉保健課に問い合わせいただき、申請手続きをしてください。

なお、不要となった手帳をお持ちの方は、福祉保健課まで返還していただきますようお願いいたします。

### 身体障害者手帳

- ・申請書、診断書は、役場福祉保健課にありますので、必要な方は窓口でお申し出ください。
- ・申請時に写真1枚(3cm×4cm)が、必要となります。
- ・認定が困難な事例等は、滋賀県社会福祉審議会(障害程度審査部会)に諮問されますので、結果が判明するのに2、3カ月程度かかる場合があります。

### 療育手帳

- ・申請書は、役場福祉保健課にありますので、必要な方は窓口でお申し出ください。
- ・申請時に写真1枚(3cm×4cm)が、必要となります。
- ・申請後、滋賀県障害者更生相談所(児童の場合、彦根子ども家庭相談センター)の判定を受けていただきます。判定日より1カ月程度で交付されます。

### 精神保健福祉手帳

- ・申請書、診断書は役場福祉保健課、各医療機関にありますので、必要な方はお申し出ください。
- ・申請に写真は必要ありません。
- ・診断書による申請、年金証書による申請の方法があります。
- ・申請から交付まで2、3カ月程度かかる場合があります。

**お問い合わせ**  
役場 福祉保健課(ふれあいの郷)  
(有)2-2021 電話48-8115

## 春の特別公開

石造観世音立像(胡宮神社)  
4月1日(出)〜21日(金)

自然石にそのまま彫られた聖観音立像です。由来記によると、「聖徳太子が諸国巡回のとき、奇石をご覧になり、石像八尺五寸の聖観音を自作された」とあります。

要予約。多賀町観光協会まで。  
料金 200円

村山たか女肖像画と  
絹本着色源氏物語明石之巻襖絵  
(高源寺)  
4月10日(月)〜30日(日)

幕末の大老井伊直弼を助けた村山たか女の肖像画および江戸

暖かい季節になり、桜の花も咲き誇っています。本当に気持ちのいい季節です。  
さて、今回ご紹介するのは、春の特別公開とライトアップ情報です。貴重な歴史文化に触れたり、みごとな夜桜をぜひ見に行ってください。

中期狩野派絵師による襖絵の公開です。  
地獄絵図・木造阿弥陀如来坐像  
(真如寺)  
4月22日(出)〜5月7日(日)  
料金 300円

人間が生前に行った行為の報いとして、冥土で十王の審判を受け、地獄で罰を受けるようすを描いたものです。木造阿弥陀如来坐像は国の重要文化財にも指定されています。  
料金 200円

## 春のライトアップ

高源寺 枝垂桜  
4月15日(出)〜25日(日)  
多賀大社 枝垂桜  
4月5日(水)〜15日(土)  
多賀大社 やまぶき  
4月16日(日)〜5月15日(月)

それぞれ、期間中、日没から21時30分ごろまでライトアップしています。ぜひお越しください。

**お問い合わせ**  
多賀町観光協会  
(有)2-2349 電話48-2301  
役場農林商工課  
(有)2-2030 電話48-8117  
メール noiri@tagatown.jp

文化協会

多賀町文化協会芸能発表会  
日ごろの練習の成果を  
晴れの舞台で！

3月4日、多賀町中央公民館で芸能発表会が開催されました。多賀町文化協会が、加盟団体の日ごろの練習の成果を披露する場として例年開いているもので、今年は大正琴、箏曲、カラオケ、新舞踊、詩吟、民謡、手話ダンス、社交ダンスなど、16のサークルが発表されました。

参加者の皆さんは、それぞれの演目にあわせた衣装を身につけ、発表を行い、会場は拍手や感嘆の声に包まれました。特に、今年から新しく参加された手話ダンスサークル「サインドルズ」の発表では手話を取り入れたダンスを披露され、注目を集めていました。



多賀中PTA

2年生親子活動で、語らひの森づくり  
野鳥の森に桜ともみじを  
植樹しました♪

3月4日、多賀中学校2年生の親子活動が野鳥の森で行われました。青空と太陽に恵まりましたが、

少し肌寒い中、2年生とその保護者合計120人が参加し、野鳥の森のダム湖周辺に植樹しました。植えたのは、桜ともみじ、合計600本。10班に別れ、チェンソーアートによって分けられた区間で、各班が生徒と保護者、協力しあって作業しました。植える穴はあらかじめ掘られているものの、肥料とともに苗を植え、鹿からの

被害を防ぐための防護網を設置するという作業は、最初は時間がかかりました。しかし、だんだん慣れて、時間内にほぼすべての苗を植えることができました。作業のあとは、おにぎりと豚汁をおいしくいただき、生徒にとっても、保護者にとっても思い出となる一日になりました。



体育指導委員

屋内エンジョイスポーツデー  
新種目も増えて和気あいあい

春の陽気に包まれた3月5日、毎年恒例の屋内エンジョイスポーツデー（体育指導委員主管）が海洋センターで開催され、約70人の参加者でぎわいました。

おなじみのビーチボール、スマイルボウリングと、新たにボードゲッターの3種目をチーム対抗で得点を競うゲーム形式、そして、「スポーツチャンバラ」を紹介しました。お昼には豚汁のサービスなどもあり、半日の短いひととき

でしたが、体を動かすことや仲間とのふれあいを楽しまれ、体も心も満足なようでした。



地域子ども教室

ボランティア研修会  
『遊び』を『学び』に



3月14日、午後1時から中央公民館で兵庫県野外レクリエーション指導者の栗木剛さんを講師にお招きして、地域子ども教室ボランティア研修会が行なわれました。今年度、多賀小学校や大滝小学校の地域子ども教室にボランティアとして参加してくださった皆さんや保護者の方々が集まり、「今の子どもたちには、何が 필요한のか。」「どんな力をつけていたらいいか。」を実技を交えながら、学び考える有意義な時間となりました。

地域子ども教室は、昨年度から始まり、今年が2年目です。今年度は、両小学校とも1・2年生を

対象に「放課後の子どもの居場所づくり」として、学校の教室をお借りして、遊び場づくりをしてきました。タオルや牛乳パックなど身近なものを使った工作やシャボン玉、おかし遊び、自転車教室、紙芝居、ボール遊び、おにごっこ、スポーツチャンバラなど、多岐にわたる活動内容をボランティアの皆さんに工夫していただいています。



満100歳、おめでとうとつづいびます

土田ハツさん 明治39年2月20日生
西川タカさん 明治39年2月20日生

このたび、土田にお住まいの土田ハツさんと、久徳にお住まいの西川タカさんが、ともに満100歳をお迎えになられ、町長が訪問させていただき、多賀町からお祝いを届けました。



▲土田ハツさん



▲西川タカさん

また、病気がないのでそれが幸せ。病気で入院したこともなく、特に気をつけていることもないし、おおらかに生活しているのがいいのかもしれない。笑顔でお話されていました。

西川タカさんは、若いころはよく畑仕事をされ、また友人と楽しく話をして過ごされたそうです。日ごろから何でもよく食べられ、特に好きな食べ物はお肉(牛肉)だそうです。元気の源は、このお肉かもとお話しておられました。

AED設置

(自動体外式除細動器)

このたび、多賀町にAED(自動体外式除細動器)を設置し、2月15日、多賀町総合福祉保健センターにおいて「AED(自動体外式除細動器) 使用講習会」を実施しました。

講習会では、町内の各小中学校の関係者や、体育施設やスポーツ団体老人クラブ等の代表者、町職員等20名あまりの方々が参加し、彦根保健所職員の指導のもと、実技講習を行いました。

AEDは心肺停止状態に陥った人に、電気ショックを与えて救命を図る装置で、従来は医師や救急救命士などしか使えませんでした。しかし、2004年7月から誰でも使えるようになり、公共施設や駅など設置場所も増えています。

AEDは、すべての心臓病に有効とは限りませんが、対応は一刻を争い、「救急車が到着する前にまず身近にいる人の手で」積極的に救命に取り組むことが重要です。心肺停止の異変に居合わせた時、使い方を知らずためらってはいけません。

今回の講習を受講された方には、このような救命の場に居合わせ



▲人形を用いてのAED使用講習



▲役場入口ホールに設置されたAED

お問い合わせ
福祉保健課
022021-4408-115
メール tukush@tagatown.jp

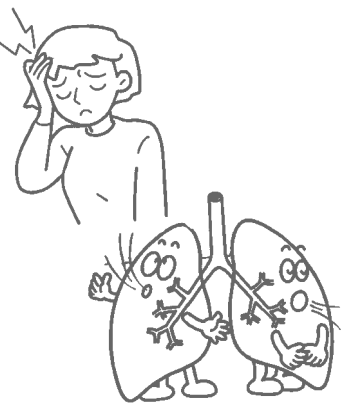
受動喫煙ゼロをめざそう!!

受動喫煙防止が健康増進法に定められています

健康増進法第25条により、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の人が利用する施設で、施設を利用する人の受動喫煙を防止するよう定められました。

吸わない人にもこんな影響が!

受動喫煙の健康への影響
たばこを吸っていない人でも、周りの人が吸っているたばこの煙によって、健康に影響を与えられています。



倍から3倍も多く含まれているのです。

慢性的な健康影響
喘息、肺がん、心臓病、脳血管疾患、肺気腫
急性の健康影響
血圧上昇、心拍数の増加、目のかゆみや痛み、涙目、くしゃみ、せき、頭痛
大人への影響
夫が20本以上喫煙をする場合、妻が肺がんにかかるリスクは、約2倍になるといわれています。

浄化槽法が改正されました

浄化槽法一部改正(平成17年5月20日公布)が、平成18年2月1日より施行され、次のようになりました。

浄化槽法の改正
浄化槽の水質検査を受けていないと認められる場合、検査を受けるよう勧告し、その勧告に係る措置を命ずることができるようになります。



胎児への影響
妊婦の喫煙は、ニコチンの作用が高めることがわかっています。

で胎盤の血管が収縮し、血流障害を起こすことや、一酸化炭素の影響で、胎児への酸素供給量が少なくなること等により、低出生体重児、早産、死産などの危険性が高くなります。

浄化槽の廃止届が義務化されました
浄化槽を廃止したときは、その日から30日以内に都道府県知事に届け出をしなければならなくなりました。

お問い合わせ
社団法人全国浄化槽団体連合会
03-3267-9757



# 平成18年度 就学援助制度について

多賀町教育委員会では、町内の小中学校に就学されているお子さんがおられる町内にお住まいのご家庭で、経済的な理由により、就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に、学用品費・学校給食費・校外活動費・修学旅行費などの一部を援助します。

1. 援助の対象となる世帯  
〔内〕は必要書類  
①生活保護を受けている世帯：「生活保護を受けている証明」  
②町民税が非課税または減免されている世帯：「非課税証明書（非課税および減免していることがわかるもの）」

- ③児童扶養手当の受給世帯：「児童扶養手当証明書」
- ④経済的な理由により、学資の支弁が困難と認められる世帯：「源泉徴収票・確定申告書など昨年の所得がわかるもの（同居する家族全員）」

2. 申請手続き  
援助を希望される方は、申請書（教育委員会もしくは学校にありますが）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、各学校へ提出してください。
3. 提出期限  
5月10日（水）

お問い合わせ  
教育委員会学校教育課  
（街）2-37-41 電話4-08-01-23  
メール Ged@tagatown.jp

## 多賀ささゆり保育園

### 四季を感じる桜の木とともい

4月4日の入園式、生後6カ月から就学前の元気一杯の子どもたち147人と、先生たち24人の楽しさ一杯の保育園生活がはじまりました。このような大家族の中で「明るく思ひやりのある子」「友だちと仲良く遊べる子」「じょうぶで元気な子」「自分で考え行動できる子」に育つようにと願っています。

さて、保育園には大きな桜の木が1本あります。

**春**には、みごとに花を咲かせ花吹雪が舞い！

**夏**には、ほぐよい日陰ができて

**秋**には、落ち葉が子どもたちをあそびに大活躍!!

**冬**は、じいーつと園をながめてくれています。

四季を通して、この桜の木々は子どもたちをいつも見守ってくれています。そんな保育園のようすを紹介します。

#### 仲よしタイム

毎月第1月曜日に、2歳児以上の子どもたちが一緒に集まって歌を歌ったり、ゲーム遊びをしたりして過ごします。この時間は異年齢が交流できる大切な時間です。

## つながりあふ

### みんなで支えあふ子育て

3月のにこにこ広場では、1年間一緒にふれあい、遊んできた子育ての仲間にお互いが「ありがとう」と感謝をする会を行いました。会の中で、みんなで「友だちになるために」の歌を歌い、手話をしました。歌っているとき、1年間のいろんな思い出が浮かんできました。ハイハイだった子が、うれしそうに歩く姿を見てみんなで喜んだ日、バス遠足の日に、バスに乗るのが怖くて緊張していたAちゃん、体操大好きBちゃんたち、手遊び大好きCちゃんたち、おやつタイムが大好きみんな、まだまだいっぱい思い出があります。それが、大切に胸のポケットにしまっておきましょう。



は、これからの支援センターの大切な歌として、広場で歌い続けていきたいと思えます。  
多くの人と出会い、ふれあい、そして、つながりあふ、みんなで支えあえることができるように子育てを支えていきたいと思えます。  
まだ一度も支援センターへお越しになっておられない方は、ぜひ、お気軽にお越しください。お待ちしています。

## 子育てカレンダー

家庭教育部会長 小菅 辰一

今、子どもたちを取り巻く生活環境は、私たちの過ごしたころと大きく変わり、子どもたちにとって一番安全であった学校が危険にさらされたり、子どもたちの成長を温かい眼差しで見守り、育むはずの地域社会が、高度経済成長による職・住の分離、田舎型社会の近代化の名のもとによる崩壊によって、地域から働く大人の背中が消え、子どもたちの遊ぶ姿も見かけられなくなった昨今、子どもたちの安全を確保しえない悲しい現状にあります。本当に子どもたちが安心して住める多賀町をめざし、地域社会の方々のご協力をいただきながら微力ながら活動をしてまいりました。

やく完成をみるにいたりしました。今後、町内各幼・保育園児たちに配布し、保護者の方々の子育てに役立てていただきたいと思います。

なにぶん新しい試みであり、次年度に向けて皆さま方の温かいご批判をいただければ幸甚に存じます。



家庭教育部会では、前年度からの懸案事項でありました「新」子育てカレンダー（4月～3月）つくりに取り組みことに致しました。皆さまご存じのとおり、今までにもすばらしい「子育てカレンダー」がありました。あまりにも格調高く、「いままじ身近なものを」との声に応えるべく部員一同、一生懸命知恵をしぼり、よ



多賀のゆかいな生き物図鑑 特別版

# アケボノゾウ

博物館の目玉ともいえるアケボノゾウの化石。今回はこのアケボノゾウ化石の発掘や骨の組み立てにかかわるお話をみなくち子ども森自然館学芸員の小西さんに執筆していただきました。

四手の工業団地造成工事の際、工事現場からアケボノゾウ化石が見つかって発掘が行われたのは、平成5年（1993年）3月のことでした。

当時、私は大学院に入ったところで、このアケボノゾウ化石を研究することになりました。化石から泥を取り除くクリーニング作業や化石の強化処理などを経て、化石のレプリカをつくり、発見されなかった骨や壊れていた骨の形を推定して、それらの骨を組み立てて全身の復元骨格が完成したのは、発掘から4年後、平成9年（1997年）3月のことでした。



アケボノゾウの骨格復元として日本では4例目でしたが、多賀町の標本は日本でもっとも多くの骨を使った復元でした。この復元で、アケボノゾウの背中の形が直線的であったことや、胴長短足な体型であることがわかりました。

さて、この骨格を組み立てる際、気になった点がありました。十分検討できないままになっていました。その後、動物園の家などをよく観察したところ、やはり問題だな、と最近確信を深めています。前足のつけねにある肩甲骨の位置が後ろすぎたため、なんだか首が長く見えます。また、骨盤が傾きすぎていて、これでは糞をするとお尻についてしまいそうです。骨格復元の作業をしていいたときには骨だけを見ていたので、ゾウ

が生きているときのことを考えることが不十分でした。アケボノゾウの骨格を組み立てて研究が終わるというわけにはいかず、考えないといけないことがまだまだ残っています。

## 企画展 高取山の花ごよみ

私たちに親しみもある身近な山、高取山。そこに生きる花々や動物の四季を美しい写真とともにお伝えします!! 私たちの知らない高取山を発見してみませんか? 日時■4月29日(土)〜6月11日(日) 場所■ギャラリーー 観覧料■無料

## 観察会 多賀の植物(花)観察会

花の名前を知りたいな、どこにいったら花が見られるの? そんな気持ちになったら一緒に花を見に行きませんか? 身近で咲いている花。自然いっぱい多賀を再発見しましょう!! 日時■4月20日(木) 10時〜12時 集合■多賀の自然と文化の館駐車場 (9時30分)

※興味のある方はお気軽に博物館までお問い合わせください  
お問い合わせ  
多賀町立博物館 多賀の自然と文化の館  
(022)077-4800  
F) 48-0000  
メール museum@tagatown.jp  
ホームページ http://www.tagatown.jp/tagahus/



## 図書館だより

### 映画会 「ハウルの動く城」

父親の帽子店で働く18歳のソフィーは、魔女に呪いをかけられ90歳の老婆になってしまつて…。 日時■4月29日(土) 14時〜 場所■2階大会議室 ※申し込み不要・自由参加

### おはなしのじかん

絵本や紙芝居を読みます。おはなしの世界をお楽しみください。 日時■4月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土) 15時〜 場所■おはなしのへや

## 《4月からの開館日》

- 図書館 平日 10時〜18時 土日祝 10時〜17時 休館日 月曜日・祝日の翌日・ 毎月の最終木曜日・年末年始
- 博物館 開館時間 9時30分〜17時 休館日 月曜日・祝日の翌日・ 毎月の最終木曜日・年末年始
- 文化財センター 開館時間 9時30分〜17時 休館日 月曜日・祝日の翌日・ 毎月の最終木曜日・年末年始

## 昔の写真を集めています

文化財センターでは、近代の多賀の歴史を残す資料として「昔の写真」を集めています。写真は明治時代から昭和にかけての生活や文化、人物など、どの



▲昔の多賀大社

## 日下部鳴鶴という人物をどう存じますか??

先月、あけぼのパーク多賀で『鳴鶴と書』という企画展示が開催されました。展示では、博物館講座受講生と、彦根日下部鳴鶴顕彰会会員の方々の作品の展示と、日下部鳴鶴の直筆の作品も展示されました。 日下部鳴鶴は彦根藩の出身で、明治政府の役人として大久保利通に仕え、利通が暗殺された翌年（1878年）、42歳で官僚を辞めて、書の専門家となります。中国

の楊守敬に書道や金石学を学び、中国へも遊学しました。そして、あらゆる書体や書法を身につけ、深い学識に裏づけられた書は一世を風靡しました。 また、現在にも影響を及ぼすほど多くの門人を育て、書道史に革新的な足跡を残した人物です。 鳴鶴の作品は、町内にもいくつかが伝承しています。多賀大社の四字書額「群品之書」日下部鳴鶴筆 一面はその代表作です。



▲廻腕(かいわん)執筆法で筆をとる鳴鶴

4月のカレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

休館日  
※27日(木)は月末整理休館 29日(土)は祝日開館

移動図書館さんさん号巡回のお知らせ (平成18年4月~9月)						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
第1・3金曜	7・21	5・19	2・16	7・21	4・18	1・15
第2・4金曜	14・28	12・26	9・23	14・28	11・25	8・22

- 移動図書館さんさん号  
Aコース ■ 藤瀬・川相・大滝小学校・大杉・萱原保育所・富之尾保育園  
Bコース ■  
【第2金曜日】大君ヶ畑・多賀清流の里・多賀小学校・多賀幼稚園・猿木・多賀ささゆり保育園  
【第4金曜日】大君ヶ畑・多賀清流の里・多賀小学校・犬上ハートフルセンター・猿木・多賀ささゆり保育園  
Bコースは4月から、第2・第4金曜日の巡回に変更になりますのでご注意ください。
- お問い合わせ  
多賀町立図書館  
(021)142-4800  
メール tosho@tagatown.jp

粗大ごみ収集のお知らせ

★必ずお守りください!!

- ・下記の指定時間内に搬入してください。
- ・家具等のガラスは、はずして燃えないごみに出してください。
- ・事業活動（農業も含みます）により発生したものは出せません。
- ・石油ストーブ等は、燃料抜きをしてから出してください。
- ・カン等は中身を取り除いてから出してください。
- ・金属製品、木製品、その他の製品に分別して出してください。

収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象地域の指定日をお守りくださいますようお願いいたします。

★家庭用でも回収できないもの

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、オートバイ、スプリングマットレス、ホイール付タイヤ、爆発物、危険物（例：バッテリー、ガスボンベ、消火器等）、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布

※左記の違反粗大ごみは、お持ち帰り願います。  
ご不明な点につきましては、環境生活課へお問い合わせください。

お問い合わせ  
環境生活課

(例)2-2031 (電)48-8114

指定日時	収集場所	対象地域
4月8日(出) 7:00~9:30	多目的運動場横駐車場 (B&G海洋センター隣)	多賀・尼子・敏満寺・猿木・梨ノ木・ 佐目・南後谷・大君ヶ畑
4月15日(出) 7:00~9:30	キリンビール社宅跡地 (久徳中央公民館隣)	四手・大岡・八重練・芹谷・ 脇ヶ畑地区・栗栖・一円・木曾・ 久徳・月之木・中川原・土田
4月22日(出) 7:00~9:30	川相支所前駐車場	川相・藤瀬・富之尾・檜崎・ 一ノ瀬・仏ヶ後・樋田・萱原・ 大杉・小原・霜ヶ原

山火事の防止

この季節、気温も上がり行楽や山菜採りのため、山に入る機会が多くなっています。  
そこで気をつけて欲しいのが山火事です。空気が乾燥しているうえに、枯葉や枯れ枝が多いので、山火事発生の危険性が非常に高くなります。

原因のほとんどが、人のちょっとした火の取り扱いの不注意で発生していますので、山に入る方は、山火事を未然に防ぐためにも次のことに心掛けてください。

- ① 枯れ草等のある危険な場所では、たき火等をしない。
  - ② 強風時および乾燥時には、山仕事などでも火入れをしない。
  - ③ たばこの吸い殻は必ず消し、決して「ポイ捨て」をしない。
- 以上一人ひとりが守っていただければ、必ず山火事を防べます。山火事を防止するため、皆さまの御協力をお願いします。



地震に対する  
日常の備え

地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてず適切な行動をとることが重要です。普段から、地震が発生したときのことを家族で話し合い、非常持出し品を備えるほか、住宅の耐震化や家具の転倒・落下防止対策をおこなったり、家族の安否の確認方法を決めておくなど、いざという時のための準備をおこなってください。

今日では東海地震・東南海地震マグニチュード8クラス前後の地震が起るだろうと地震の予測をされていますが、実際にはいつ起こるかはわかりません。「備え

全国戦没者  
追悼式参列者募集

8月14日(月)~15日(火)に日本武道館で開催予定の全国戦没者追悼式に参列される遺族の方を募集します。

**対象者** ■戦没者(原爆、一般戦災死没者を含む)の原則として配偶者、子、父母、兄弟姉妹(一柱一回限り)で1泊2日の団体行動ができる方  
**募集人数** ■20人(応募多数の場合抽選)  
**参加費** ■5,000円程度  
**募集期間** ■4月3日(月)~24日(月)(当日消印有効)

**応募方法** ■はがきに①住所、名前、生年月日、性別、戦没者との続柄、電話番号、②戦没者の名前、本籍都道府県名を記入して左記まで。

お問い合わせ  
滋賀県健康福祉政策課  
〒520-8577 (住所不要)  
TEL (077) 52833514  
FAX (077) 5284850

春の全国交通安全運動

実施期間 ■4月6日(木)~15日(土)  
運動の重点 ■子どもと高齢者の交通安全防止、自転車の安全利用の推進、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、重大事故に直結する危険運転の追放

あれば憂いなし」といった言葉があるように、やっておいて損することはありません。後になってやっておけばよかったと思わないように、日頃から地震に備え、少しでも被害を軽減できるようにしましょう。

お問い合わせ  
彦根市消防署 犬上分署  
TEL 38-3130

平成18年度  
多賀町育英資金奨学生募集案内

本制度は、経済的な事由により高等学校・大学等に就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。

1. 奨学生の資格  
町内に3年以上居住または居住する者の子弟であり、高等学校(定時制含む)、高等専門学校、専門学校、短期大学および大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の援助が必要と認められる者。
2. 奨学金の給付  
奨学金(月額)は、高校生(高等専門学校3年生まで) 10,000円、その他は20,000円で、2カ月分を直接本人または保護者に給付し、償還義務はありません。

高齢者や障害者に  
やさしい住宅のリフォーム

「地域経済活性化対策住宅リフォーム促進事業」  
町民の皆さんが、町内の施工業者を利用して、自宅の修繕・補修等の工事(住宅リフォーム)を行なう場合に、予算の範囲内で、その経費の一部を補助します。ただし、過去に当該事業における補助金の交付を受けた方やほかの制度において、補助金の交付を受けた経費について、重複して補助金の交付は受けられません。

**申し込み資格** ■町内に居住する次の要件を満たす方  
① 65歳以上の高齢者のみが居住する世帯  
② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する者が居住する世帯

**補助金額** ■補助対象経費の1/2で、最高10万円(ただし、千円未満は切り捨て)  
**申し込み期間** ■4月28日(金)まで  
**お申し込み・お問い合わせ**  
農林商工課  
TEL 22-2030 (電)48-8117

自衛隊幹部候補生募集

**応募資格** ■22歳以上26歳未満 ※22歳未満の者は大卒(見込を含む)  
**受付期間** ■4月1日(金)~5月12日(金)

3. 奨学生の申請方法  
希望される方は、教育委員会事務局にて必要書類(奨学生願書等)をお渡ししますので期間内に提出してください。自動更新ではありませんので、昨年以前から給付されている方も必ず申請を行ってください。

4. 募集期間  
4月17日(月)~5月19日(金)
5. 奨学生の採用  
多賀町育英資金運営委員会の選考を経て町長が決定し、本人あてに通知します。

お問い合わせ  
教育委員会学校教育課  
TEL 23741 (電)48-8123  
Eメール g-ed@tagatown.jp

試験日 ■1次試験 5月20日(出筆) 記試験 5月21日(筆記式) 縦適正検査(飛行要員のみ)  
**採用予定数** ■陸上自衛隊:男子約130人、女子約10人、海上自衛隊:男子約50人、女子約5人、航空自衛隊:男子約40人、女子約5人

お問い合わせ  
自衛隊彦根募集事務所  
TEL 29-0587

滋賀県ミシガン州  
友好親善使節団員募集

滋賀県の姉妹州であるアメリカミシガン州へ、県民からなる友好親善使節団を派遣します。ミシガン州民の家庭でのホームステイや生活体験等を通じて、アメリカの社会、文化を理解するとともに国際理解、国際親善を深めます。

**応募資格** ■滋賀県に在住し、平成18年4月1日現在、満18歳以上で、健康かつ団体行動に支障のない者。(ただし、70歳以上の方は、派遣に耐えられる旨の医師の診断書が必要です。)  
**期間** ■7月21日(金)~29日(土)  
**定員** ■約80人  
**参加費用** ■未定(前回18万5千円)  
**応募締め切り** ■5月15日(月)

お問い合わせ  
滋賀県商工観光労働部国際課  
TEL (077) 5283306

**保健業務** (5月) 場所：多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷

行事名	実施日	受付時間	対象者	
相談等				
すくすく相談	5月9日(火)	10:00~11:00	子どもの健康、子育て等について、ご相談を受け付けています。	
すこやか相談	5月2日(火)		ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。	
いきいき相談	5月23日(火)		「最近、物忘れがひどくなったかな？」と不安に思われる方などなたでもご相談ください。	
介護相談	随時		認知症や寝たきり等の方のお世話でお困りの方	
赤ちゃんサロン	5月15日(月)	10:00~10:10	0歳代、1歳代の親子・妊婦の方	
健診	乳児健診(離乳食教室)	5月1日(月)	13:00~13:15	H17年12月生まれの乳児
	乳児健診	5月1日(月)	13:15~13:30	H17年6月生まれの乳児
	1歳6カ月児健診	5月10日(水)	13:00~13:15	H16年10月・11月生まれの幼児
	2歳児歯科健診	5月23日(火)	12:50~13:10	H16年4月・5月生まれの幼児
	接予防	BCG	5月9日(火)	生後3~6カ月でBCGが未接種の乳児
等	三種混合	5月19日(金)	13:30~14:30 ※就学前で未接種の場合や、ご不明な点がある場合は、福祉保健課までお問い合わせください。	
	ポリオ	5月26日(金)	生後3カ月~7歳5カ月までの乳幼児で、6週以上の間隔をおいて2回の投与を受けていない児	

☆各健診および予防接種には、必ず母子手帳・予診表(のびっこ手帳は必要事項を記入して)をご持参ください。  
 ☆1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。  
 ☆予防接種を受けられる方は、来所されてから熱をはかり、受付へおいでください。  
 なお、1年以内にひきつけをおこされた方のうち、半年以上経った方は主治医の許可(必ず母子手帳に記入してもらってください。)があれば、予防接種を受けることができます。

**お問い合わせ** 役場福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 メール hoken@tagatown.jp

**子育て支援センター ひろばの案内**

広場	曜日・日時	時間	内容
にっこり広場	月曜日~金曜日 (下記広場以外※)	9:00~12:00	センターの部屋を開放しています。子ども同士、親同士が遊んだり、語りあったりするのに利用してください。
園庭開放	火曜日・金曜日	9:00~12:00	多賀ささゆり保育園の運動場を開放しますので自由に遊んでください。(砂場のおもちゃは各自で名前を書いて持参してください。)
	土曜日	9:00~16:00	
赤ちゃんペンギン広場(0歳児)	5月31日(水)	10:00~12:00	5月は、風に泳ぐこいのぼりが見られるさわやかな季節を迎えます。こいのぼりで遊んだり、手遊びやふれあい遊びをします。また、センターの職員と子育てについての話もしています。月ごとの予定は「にっこりメール」でお知らせします。(各公共施設に掲示しています。)
ペンギン広場(1歳児)	5月17日(水)		
カンガルー広場(2歳児)	5月9日(火)		
キリン広場(3歳児)	5月10日(水)		
1歳のお誕生会	6月9日(金)	10:00~11:00	5月に1歳のお誕生日を迎えるお子さまをお持ちの方々、お越しください。

※にっこり広場…5月11日(水)、26日(金)はお休みです。

☆子育て相談は、随時行っていますので、気楽に来所していただくか、お電話ください。  
 ☆支援センター利用のお願い 多賀ささゆり保育園の門扉は、安全のためにいつも閉めていますので、開けてお入りください。車を止められたら、門扉を閉めておいてください。来館者名簿が保育園の玄関とにっこり広場の部屋の前にありますので記入をしてから遊んでください。(必ず玄関からお入りください。避難用外階段は、通常不審者対策のために閉めていますので、上がらないでください)

**お問い合わせ** 子育て支援センター (有)2-1025 (電)48-1025

多賀町総合福祉保健センター

**トレーニング室から**

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で『体力測定』を開催しています。

**体力測定のメニュー**

握力、閉眼片足立ち(バランス性)、長座体前屈(柔軟性)等を実施します。

中高年の方にもご利用いただける運動機器もありますので、ぜひ健康づくりにお役立てください。

※なお、はじめてトレーニング室を利用していただく方は、初回に利用講習会を受講していただく必要があります。

**5月の利用講習会日程**

**5月12日(金)**

- 13:30~14:30 体力測定
- 15:00~16:00 利用講習会

**5月27日(土)**

- 13:30~14:30 体力測定
- 15:00~16:00 利用講習会
- 17:30~18:30 体力測定
- 19:00~20:00 利用講習会

トレーニング室利用時間■ 10:00~20:30  
 トレーニング室を利用できない日■ 毎週日曜日、第2・第4月曜日(第2・第4月曜日が祝日の場合、翌日が休みとなりますのでご注意ください)、祝日

利用対象者■ 18歳以上の方  
 利用料■ 町内在住・在勤の方200円、町外の方300円  
 その他■ 運動のできる服装・運動靴・タオルをご用意ください。

**お問い合わせ**  
 役場福祉保健課  
 (有)2-2021 (電)48-8115  
 メール hoken@tagatown.jp

**おめでた・おくやみ**

- 生まれました!**
- ☆浦井 優芽(正浩・まゆみ)
  - ☆小野 海星(幸弘・満美)
  - ☆藤野 友朗(全久・志都嘉)
  - ☆松本 洸樹(秀樹・典子)
  - ☆中溝 成磨(成明・英里佳)
  - ☆北川 結夕(豊・美春)
  - ☆石田 幹記(和則・光世)
  - ☆多林 海唯(明・久恵)
  - ☆川上 凜香(弘光・香代子)

- おくやみ申し上げます**
- ◆土田 永雄 70歳
  - ◆大岡 昌俊 76歳
  - ◆新谷紀久男 65歳
  - ◆田中助四郎 81歳
  - ◆森田 まつ 88歳
  - ◆藤本栄次郎 88歳
- (敬称略)

**ゴールデンウィーク期間中の診療体制について**

**救急歯科診療**

- 5月3日(水) 文村歯科医院(彦根市清崎町) (電)25-3241
  - 5月4日(木) 中山歯科医院(彦根市芹橋) (電)22-7307
  - 5月5日(金) 小林歯科医院(彦根市中央町) (電)22-6448
- ※受付は9時から15時30分まで。

**彦根休日急病診療所**

診療日■ 4月29日(土)、30日(日)、5月3日(水)、4日(木)、5日(金)  
 場所■ 彦根市福祉保健センター(彦根市平田町)内 (電)22-1119  
 診療科目■ 内科、小児科  
 診療時間■ 10時~17時(受付は16時30分まで)

**お問い合わせ**  
 彦根市消防本部 (電)23-3799

**交通事故被害者への支援制度**

重度後遺障害者介護料支給制度  
 交通事故で、常時介護または随時介護を必要とする人に介護料を支給します。

★常時要介護の人  
 対象■ 後遺障害等級が1級の人  
 支給額■ 58,570円~108,000円

★随時要介護の人  
 対象■ 後遺障害等級が2級の人  
 支給額■ 29,290円~54,000円

※等級は自賠責保険の認定通知書による

**交通遺児等育成資金貸付制度**

交通事故で、保護者が死亡または重度の後遺障害者となられた人のお子さんの育成資金を無利子で借りられます。

対象■ 中学校卒業までの子  
 貸付金額■ 一時金155,000円、毎月20,000円、入  
 学支度金44,000円

貸付期間■ 中学校卒業の月まで  
 返還方法■ 貸付期間が終了した1年後から20年以内の均等分割返済

※高校・大学等進学者は卒業まで返還を猶予

**お問い合わせ**  
 自動車事故対策機構滋賀支所  
 (有)077-58558290



町の花  
ササユリ



町の木  
スギ



町の鳥  
ウグイス

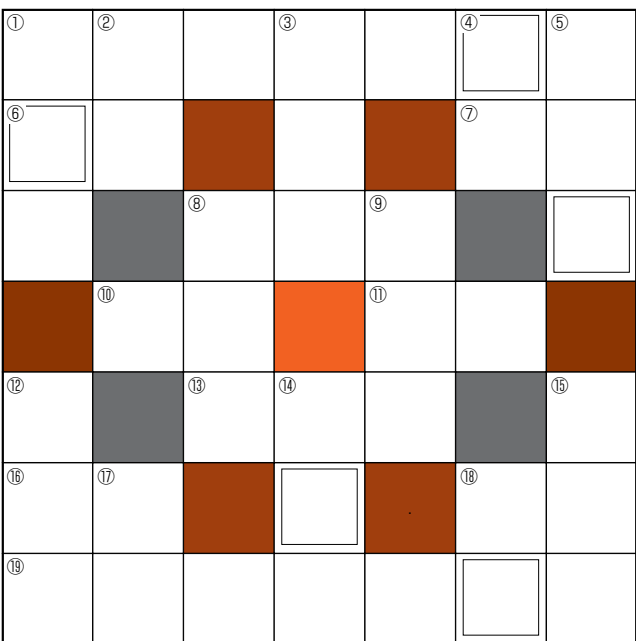
多賀町 ひとの動き (平成18年2月末 現在)

人口	8,400人 (+6人)	男性	4,008人(+5)
		女性	4,392人(+1)
世帯数	2,640世帯(+10)		

( )内は前月比

多賀町町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。  
わたくしたち多賀町民は  
一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。  
一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。  
一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。  
一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。  
一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。  
昭和53年11月10日制定



ふるさと  
クロスワードパズル

今月から復活の「ふるさとクロスワードパズル」です。  
問題■クロスワードを解答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

【よこのカギ】

- ① 新1年生は緊張気味？！
- ⑥ おすしやさんと、しょうがのこと。
- ⑦ うその情報。○○ネタ。
- ⑧ 今日の為替○○○は、1ドル=130円？
- ⑩ ○○の上にも3年。
- ⑪ 話などがきちんと筋を追っていること。○○整然。
- ⑬ 黒鍵と白鍵を押すと音が鳴ります。
- ⑮ ○○とスッポン。
- ⑯ ○○⇔オフ。
- ⑰ 野球に続き頑張っしてほしいです。サッカー○○○○○○○。

- 【たてのカギ】
- ① 得意の反対。
  - ② 多賀町の花。ササ○○。
  - ③ チョコレートの焼き菓子。○○○シヨラ。
  - ④ 多賀町がある県。
  - ⑤ ミラクル。
  - ⑧ 料理の手順書。
  - ⑨ 荒川選手が金メダル！○○○オリンピック。
  - ⑫ 本当にあった話。
  - ⑭ &。
  - ⑮ ♪、♪などがあります。
  - ⑰ 家や車の○○。失くしたりしたいくじ。
  - ⑱ 甲、○○、丙。

先月号の答えは下記の通りです。  
Q47…平和の塔 Q48…コミュニティ  
Q49…2.多賀 Q50…1.100

編 集 後 記

「春眠暁を覚えず」春になると耳にするこの言葉、春は暖かいから眠い、という意味に勘違いされている方おられませんか▶本当は、春の夜があまりに眠り心地がいいため、朝が来たことに気づかず、つい寝過ぎてしまう、という意味です。学校で習ったはずなのですが、私自身も勘違いしていました▶さて4月。広報を担当して早くも1年経ちました。より魅力ある広報を皆さんにお届けし愛読していただけるよう、今年度も頑張りますのでよろしくお願いいたします。

kikaku@tagatown.jp (し)

応募方法

官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を役場企画課までお送りください。Eメール・有線FAXでも結構です。

有線FAX 2-2018  
taga@tagatown.jp

締め切りは4月27日(木)です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈いたします。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、おたよりの内容は抽選とは無関係です。